# 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱

**第一章　総則**

（目的）

第一条　この要領は大阪府が「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第八条に規定される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等を行うために必要な事項を定めるものとする。

**第二章　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録**

（登録の申請）

第二条　法第九条第１項に規定する申請書には、法第九条第２項の規定に基づき法第十一条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（様式第１号）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成 29 年 10 月 20 日。以下「規則」という。）第九条で定める添付書類を添付しなければならない。

（登録の通知）

第三条　法第十条第３項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第２号）により行う。

（登録の基準に適合しない旨の通知）

第四条　法第十条第４項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第３号）により行う。

（市町村への通知）

第五条　法第十条第５項の規定による市町村の長への通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の通知（様式第４号）により行う。

（登録拒否の通知）

第六条　法第十一条第２項の規定による通知は、登録拒否通知書（様式第５号）により行う。

（変更内容の通知）

第七条　法第十二条第４項の規定による市町村の長への通知は、事業の変更の通知書（様式第６号）により行う。また、申請者への通知は、事業変更完了通知書（様式第７号）により行う。

（廃止の届出）

第八条　法第十四条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、その日から 30 日以内にその旨を事業廃止届出書（様式第８号）により大阪府知事に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第九条　法第十五条第２項の規定による市町村の長への通知は、登録抹消通知書（様式第９号）により行う。また、申請者への通知は、事業廃止完了通知書（様式第１０号）により行う。

（報告）

第十条　法第二十二条の規定による報告の徴収は、管理状況報告依頼書（様式第１１号）により登録事業者に通知する。

２　前項の規定による通知をうけた登録事業者は、大阪府知事が指定する日までに、管理状況報告書（様式第１２号）を提出しなければならない。

（訂正指示）

第十一条　法第二十三条第１項の規定による指示は、登録事項訂正指示書（様式第１３号）により登録事業者に通知する。

（改善指示）

第十二条　法第二十三条第２項及び第３項の規定による指示は、是正等指示書（様式第１４号）により登録事業者に通知する。

（改善状況報告）

第十三条　前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速やかに措置を講じ、措置を講じた旨の報告書（様式第１５号）を提出しなければならない。

（登録取消しの通知）

第十四条　法第二十四条第３項の規定による登録の取消しの通知は、登録取消通知書（様式第１６号）により行う。

附則

この要綱は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。